

短期組合員 退職届書

支部受付印

以下のとおり短期組合員の資格を喪失しましたので届け出ます。

退職日 (任用終了日)	令和		年		月		日	資格喪失日 (退職日の翌日)	令和		年		月		日
組合員番号								組合員氏名							
生年月日	昭和 平成			年			月								
退職後の住所 ・電話番号	〒 - 電話番号 - -														
退職時の所属所名									退職時の 所属所コード						
退職時の任用区分	☐ 臨時的任用職員 ☐ 会計年度任用職員（パートタイム） ☐ 会計年度任用職員（フルタイム） ☐ 任期付職員（短時間勤務） ☐ 再任用短時間勤務職員 ☐ その他非常勤職員														

1. 短期組合員資格喪失確認事項

確認事項①：退職日の翌日から共済組合に加入する再就職や異動をしますか

☐ いいえ	「2. 退職後に加入する健康保険制度について」を回答してください。
☐ はい	確認事項②の回答に進んでください。

確認事項②：退職日の翌日から加入する共済組合は「他の共済組合」または「他の支部（他の都道府県）」ですか

☐ はい	加入する共済組合の名称		共済組合		支部
☐ いいえ	確認事項③の回答に進んでください。				

確認事項③：退職日の翌日から公立学校共済組合滋賀支部の「一般組合員」か「短期組合員」のどちらですか

☐ 一般組合員	次の任用区分	☐ 正規職員 ☐ 任期付職員（フルタイム） ☐ 再任用フルタイム勤務職員
	次の所属所名	
	※一般組合員の資格を取得しますので、新たな所属所から「一般組合員資格取得届」を提出してください（同一所属所の場合は、同時に提出してください）。	
☐ 短期組合員	短期組合員資格が引き続きますので、新たな所属所から「任用区分番号変更報告書」を提出してください。 短期組合員退職届書の提出は不要です。	

2. 退職後に加入する健康保険制度について

☐ 家族が加入する健康保険制度の「被扶養者」になる
☐ 国民健康保険に加入する
☐ 私立学校、民間企業等（共済組合を除く）に再就職する
☐ 公立学校共済組合滋賀支部の「任意継続組合員制度」に加入する【別途加入手続きが必要】

3. 添付書類（退職届書に添付する書類に☑を記入してください）

☐	資格確認書等返納届（「資格確認書」を交付している場合）
--------------------------	-----------------------------

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

所属所長
職名氏名

短期組合員 退職届書

記載例:
公務員として再就職しない

支部受付印

以下のとおり短期組合員の資格を喪失しましたので届け出ます。

退職日 (任用終了日)	令和	8	年	3	月	31	日	資格喪失日 (退職日の翌日)	令和	8	年	4	月	1	日
組合員番号	9	7	*	*	*	*	*	組合員氏名	滋賀 五郎						
生年月日	昭和 平成	50	年	1	月	1	日								
退職後の住所 ・電話番号	〒 520 - 8577 電話番号 080 - *** - *** 滋賀県 大津市 京町四丁目1-1														
退職時の所属所名	琵琶小学校								退職時の 所属所コード	0	0	0	0		
退職時の任用区分	☒ 臨時的任用職員 ☐ 会計年度任用職員 (パートタイム) ☐ 会計年度任用職員 (フルタイム) ☐ 任期付職員 (短時間勤務) ☐ 再任用短時間勤務職員 ☐ その他非常勤職員														

1. 短期組合員資格喪失確認事項

確認事項①: 退職日の翌日から共済組合に加入する再就職や異動をしますか

☒ いいえ	「2. 退職後に加入する健康保険制度について」を回答してください。
☐ はい	確認事項②の回答に進んでください。

確認事項②: 退職日の翌日から加入する共済組合は「他の共済組合」または「他の支部（他の都道府県）」ですか

☐ はい	加入する共済組合の名称		共済組合		支部
☐ いいえ	確認事項③の回答に進んでください。				

確認事項③: 退職日の翌日から公立学校共済組合滋賀支部の「一般組合員」か「短期組合員」のどちらですか

☐ 一般組合員	次の任用区分	☐ 正規職員 ☐ 任期付職員 (フルタイム) ☐ 再任用フルタイム勤務職員
	次の所属所名	
※一般組合員の資格を取得しますので、新たな所属所から「一般組合員資格取得届」を提出してください (同一所属所の場合は、同時に提出してください)。		
☐ 短期組合員	短期組合員資格が引き続きますので、新たな所属所から「任用区分番号変更報告書」を提出してください。 短期組合員退職届書の提出は不要です。	

2. 退職後に加入する健康保険制度について

☐ 家族が加入する健康保険制度の「被扶養者」になる
☒ 国民健康保険に加入する
☐ 私立学校、民間企業等 (共済組合を除く) に再就職する
☐ 公立学校共済組合滋賀支部の「任意継続組合員制度」に加入する【別途加入手続きが必要】

3. 添付書類 (退職届書に添付する書類に☑を記入してください)

☒	資格確認書等返納届 (「資格確認書」を交付している場合)
-------------------------------------	------------------------------

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。

令和 8 年 3 月 31 日

所属所長
職名氏名

琵琶小学校 校長 ○○ ○○

短期組合員 退職届書

記載例:
他府県の学校に引き続いて
転出

支部受付印

以下のとおり短期組合員の資格を喪失しましたので届け出ます。

退職日 (任用終了日)	令和	8	年	3	月	31	日	資格喪失日 (退職日の翌日)	令和	8	年	4	月	1	日
組合員番号	9	8	*	*	*	*	*	組合員氏名	近江 一郎						
生年月日	昭和 平成	7	年	1	月	1	日								
退職後の住所 ・電話番号	〒 520 - 8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 電話番号 080 - *** - ***														
退職時の所属所名	琵琶小学校								退職時の 所属所コード	0	0	0	0		
退職時の任用区分	☒ 臨時的任用職員 ☐ 会計年度任用職員 (パートタイム) ☐ 会計年度任用職員 (フルタイム) ☐ 任期付職員 (短時間勤務) ☐ 再任用短時間勤務職員 ☐ その他非常勤職員														

1. 短期組合員資格喪失確認事項

確認事項①: 退職日の翌日から共済組合に加入する再就職や異動をしますか

☐ いいえ	「2. 退職後に加入する健康保険制度について」を回答してください。
☒ はい	確認事項②の回答に進んでください。

確認事項②: 退職日の翌日から加入する共済組合は「他の共済組合」または「他の支部 (他の都道府県)」ですか

☒ はい	加入する共済組合の名称	公立学校	共済組合	京都	支部
☐ いいえ	確認事項③の回答に進んでください。				

確認事項③: 退職日の翌日から公立学校共済組合滋賀支部の「一般組合員」か「短期組合員」のどちらですか

☐ 一般組合員	次の任用区分	☐ 正規職員 ☐ 任期付職員 (フルタイム) ☐ 再任用フルタイム勤務職員
	次の所属所名	
※一般組合員の資格を取得しますので、新たな所属所から「一般組合員資格取得届」を提出してください (同一所属所の場合は、同時に提出してください)。		
☐ 短期組合員	短期組合員資格が引き続きますので、新たな所属所から「任用区分番号変更報告書」を提出してください。 短期組合員退職届書の提出は不要です。	

2. 退職後に加入する健康保険制度について

☐ 家族が加入する健康保険制度の「被扶養者」になる
☐ 国民健康保険に加入する
☐ 私立学校、民間企業等 (共済組合を除く) に再就職する
☐ 公立学校共済組合滋賀支部の「任意継続組合員制度」に加入する【別途加入手続きが必要】

3. 添付書類 (退職届書に添付する書類に☑を記入してください)

☒	資格確認書等返納届 (「資格確認書」を交付している場合)
-------------------------------------	------------------------------

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。

令和 8 年 3 月 31 日

所属所長
職名氏名

琵琶小学校 校長 ○○ ○○

短期組合員 退職届書

記載例:

臨時講師(短期組合員)から正
規職員(一般組合員)に組合員
種別が変わった場合

以下のとおり短期組合員の資格を喪失しましたので届け出ます。

退職日 (任用終了日)	令和	8	年	3	月	31	日	資格喪失日 (退職日の翌日)	令和	8	年	4	月	1	日
組合員番号	9	7	*	*	*	*	*	組合員氏名	近江 花子						
生年月日	昭和 平成	9	年	7	月	7	日								
退職後の住所 ・電話番号	〒 520 - 8577 電話番号 080 - **** - **** 滋賀県 大津市 京町四丁目1-1														
退職時の所属所名	滋賀県立琵琶高等学校								退職時の 所属所コード	M	A	*	*		
退職時の任用区分	☒ 臨時的任用職員 ☐ 会計年度任用職員 (パートタイム) ☐ 会計年度任用職員 (フルタイム) ☐ 任期付職員 (短時間勤務) ☐ 再任用短時間勤務職員 ☐ その他非常勤職員														

1. 短期組合員資格喪失確認事項

確認事項①: 退職日の翌日から共済組合に加入する再就職や異動をしますか

☐ いいえ	「2. 退職後に加入する健康保険制度について」を回答してください。
☒ はい	確認事項②の回答に進んでください。

確認事項②: 退職日の翌日から加入する共済組合は「他の共済組合」または「他の支部(他の都道府県)」ですか

☐ はい	加入する共済組合の名称		共済組合		支部
☒ いいえ	確認事項③の回答に進んでください。				

確認事項③: 退職日の翌日から公立学校共済組合滋賀支部の「一般組合員」か「短期組合員」のどちらですか

☒ 一般組合員	次の任用区分	☒ 正規職員 ☐ 任期付職員 (フルタイム) ☐ 再任用フルタイム勤務職員
	次の所属所名	滋賀県立公立高等学校
※一般組合員の資格を取得しますので、新たな所属所から「一般組合員資格取得届」を提出してください。(同一所属所の場合は、同時に提出してください)。		
☐ 短期組合員	短期組合員資格が引き続きますので、新たな所属所から「任用区分番号変更報告書」を提出してください。 短期組合員退職届書の提出は不要です。	

2. 退職後に加入する健康保険制度について

☐ 家族が加入する健康保険制度の「被扶養者」になる
☐ 国民健康保険に加入する
☐ 私立学校、民間企業等(共済組合を除く)に再就職する
☐ 公立学校共済組合滋賀支部の「任意継続組合員制度」に加入する【別途加入手続きが必要】

3. 添付書類(退職届書に添付する書類に☑を記入してください)

☒	資格確認書等返納届(「資格確認書」を交付している場合)
-------------------------------------	-----------------------------

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。

令和 8 年 3 月 31 日

所属所長
職名氏名

滋賀県立琵琶高等学校 校長 ○○ ○○